

15 調査計画書の修正の経過及びその内容

15.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）の意見を勘案した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表15-1に示すとおりである。なお、条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書の提出はなかった。

表 15-1(1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4 【6】 対象事業の目的及び内容				
4.2.2 【6.2.2】 計画の内容	(1) 施設計画	事業計画の具体化に伴い建築面積を修正した。また、関連施設である（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の概要を追記した。	p. 6	p. 21～22
		事業計画の具体化に伴い配置図及び立面図を修正した。	p. 7～10	p. 23～26
	(4) 緑化計画	具体的な緑化計画の内容及び計画面積を追記した。	p. 18	p. 36
	(6) 建築計画 イ建築平面・ 断面計画	建物内外装に使用する塗料を追記した。	p. 19	p. 38
4.3.1 【6.3.1】 施工計画	(1) 工事工程及び 工事内容	事業計画の具体化に伴い工事工程及び工事の概要を修正した。	p. 20	p. 38～39
	(2) 工事用車両	工事期間中の工事用車両の台数を追記した。	p. 21	p. 41
	(3) 建設機械	工事期間中の建設機械の台数を追記した。	p. 21	p. 41
4.3.2 【6.3.2】 供用計画	(1) 廃棄物等運 搬車両計画 エ廃棄物等運 搬車両台数	廃棄物等運搬車両の説明を追加した。また、廃棄物等運搬車両の台数を修正した。	p. 23	p. 43
6 【7.3】 地域の概況				
	地域の概況	各種データを最新のものに修正した。	p. 26～	p. 60～
7 【7】 環境影響評価の項目				
	7.1.5 【7.1.5】 地盤	工事の施工中及び工事の完了後の予測する項目の「地盤沈下の範囲及び程度」は、地下水の水位及び流況の変化により生じることが考えられることから、予測する項目を修正した。	p. 121	p. 56
	7.1.6 【7.1.6】 水循環	表面流出量の変化の程度は、計画地内の建築物等による影響が考えられるため、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を考慮した。	p. 121	p. 56
	7.2.1 【7.2.1】 水質汚濁	工事中の排水処理の方法を追記した。	p. 123	p. 58

注1) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

表 15-1 (2) 調査計画書の修正内容の概要

修正項目	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
8 【8】 調査等の手法				
8.2.9 【8.9】 電波障害	(2) 調査方法	現地調査地点を1地点追加した。	p. 163～165	p. 421～422
9 【9】 当該対象事業の実施が環境に及ぼすと予想される地域を管轄する市の名称及びその地域の町名 【当該対象事業の実施が環境に及ぼすおそれのある地域を管轄する市の名称及びその地域の町名】				
—	—	予測・評価結果に伴い環境に影響を及ぼすと予想される影響範囲を修正した。	p. 177～178	p. 520～521

注1) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

15.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施することから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点について予測・評価すること。

その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

15.3 調査計画書に対する都民、周知地域市長の意見の概要

調査計画書について、都民から及び周知地域市長からの意見書が0件、周知地域市長（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）からの意見書が5件（「意見なし」の回答を含む）提出された。周知地域市長からの意見の概要は以下のとおりである。

【小平市長】

1 騒音・振動、大気汚染について

計画地周辺は住宅地が隣接しているため、工事実施中における騒音・振動、大気汚染（粉じん飛散等）について、また、供用開始後の環境に関し対応が必要となった場合は、迅速かつ適切な措置を講じられたい。

2 水質汚濁について

大雨時において、工事施行中に計画地内で浸透されず、あふれ出た雨水等により土砂等が隣接する玉川上水へ流入することが無いよう、適切な措置を講じられたい。

【東大和市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。

【武蔵村山市長】

特段意見はございません。

【立川市長】

環境影響評価調査計画書に対する意見はございません。

【国分寺市長】

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する市長意見はありません。